

公 告

契約担当官
航空自衛隊第1航空団
会計隊長 伊藤 勝



次により一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上、参加されたい。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名等

件 名 (品 名)	規 格	単位	数 量	備 考
業務用エアコン及び発電機の借上	仕様書のとおり	式	1	

(2) 履行場所 航空自衛隊浜松基地

(3) 履行期間 令和7年5月17日～令和7年11月15日

(4) 搬入及び設置 令和7年5月16日 17時00分まで(基準)

(5) 撤去及び搬出 令和7年11月1日 8時15分～令和7年11月15日 17時00分まで(基準)

2 競争に参加する者に必要な資格

(1) 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の交付を受けた者で「役務の提供等」D級以上に格付け『東海・北陸地域』の競争参加資格を有する者。

(2) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に基づき、競争に参加できないとされた者でないこと。

(3) ア 防衛装備庁長官から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

イ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

ウ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。

3 契約条項を示す場所 静岡県浜松市中央区西山町無番地 航空自衛隊浜松基地 会計隊

4 競争執行の場所及び日時

(1) 場 所 航空自衛隊浜松基地 会計隊 入札室

(2) 入札日時 令和7年4月18日(金) 10時00分

5 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金に関する事項

(1) 入札保証金 予決令第77条第二号により免除

(2) 契約保証金 予決令第100条の3第三号により免除

7 入札の無効

競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札

8 契約書等作成の要否 要

9 落札決定方式 総額決定

10 契約方法 確定契約

11 その他

(1) 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。

(2) 入札に先立ち、資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写しを提出すること。(FAX可)

(3) 本入札における物品の同等品申請を可とし、申請についての期限は、令和7年4月11日(金)までとする。

(4) 本入札における郵便入札を可とする。配達記録を有する手段により、令和7年4月16日(水)必着。

(5) 入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税額相当分を加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。なお、免税事業者については、消費税及び地方消費税相当分を上乗せする。

(6) 本書記載事項の詳細については、会計隊契約班に照会のこと。

電話(053)472-1111 内線 3770, 7043 FAX(053)472-7735

担当: 下山

航空自衛隊仕様書

仕様書 の種類	内容による分類 性質による分類	役務仕様書	
		個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	浜基LPS-R641066
品名 又は 件名	業務用エアコン及び 発電機の借上	承認	令和6年12月13日
		作成	令和6年12月13日
		改正	令和 年 月 日
		作成部 隊等名	航空教育集団司令部総務部

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、航空自衛隊浜松基地において使用する業務用エアコン及び発動発電機の借上について規定する。業務用エアコン及び発動発電機の借上の仕様は、製造会社の規定する社内規格又は社内仕様による。

1.2 納入場所

航空自衛隊浜松基地（図1のとおり。）

2 役務に関する要求

2.1 借上の内容

借上する業務用エアコン（室内機用架台設置含む。）及び発動発電機の設置及び撤収作業

2.2 借上期間

調達要領指定書による。

2.3 日程

a) 搬入及び設置（基準）

調達要領指定書による。

b) 撤去及び搬出（基準）

調達要領指定書による。

2.4 カタログ製品名及び数量

この仕様書で借上げる品名及びカタログ製品名並びに数量は、表1による。

品名又は件名	業務用エアコン及び発電機の借上	
表 1 一品名及びカタログ製品名並びに数量		
品 名	カタログ製品名	数量
業務用エアコン 4 馬力 (室内機用架台設置含む。)	三菱重工壁掛形 ハイパーインバーター FDKV1125HA5SA 又は同等以上のもの (他社の製品を含む。)	27 台
発動発電機	デンヨーDCA-45USI 軽油タンク 170L 又は同 等以上のもの (他社の製品を含む。)	2 台
	デンヨーDCA-25USI 軽油タンク 100L 又は同 等以上のもの (他社の製品を含む。)	2 台
<p>※ この表に記載したカタログ製品名は、製品を選定する際の参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。</p>		
2.5 設置場所		
設置場所は図 2～図 4による。		
2.6 設置に関する要求		
<ul style="list-style-type: none"> a) 設置に当たっては、天井又は壁に穴をあけず設置し、各配線・配管は窓を活用し、施工するものとする。 b) 各配線・配管の接続は、漏電・水漏れしないように施工する。また、露出している配線等はカバー等で覆う。 c) 設置後は試運転を行い、機能確認を実施するものとする。 		
2.7 部品、材料及び器材		
この契約において必要な部品、材料及び器材は、契約の相手方が準備する。		
2.8 試運転		
試運転で使用する発電機の燃料については、契約の相手方が用意するものとする。		
3 検査		
借上時に数量、外観及び作動点検を実施する。		
4 安全管理		
契約の相手方は、基地内において事故防止及び防火に努めなければならないほか、この契約において、人、官側が管理する建物及び物品に損害を与えた場合は、速やかに、官側に報告するとともに、契約の相手方の責において補償しなければならない。		
5 仕様書の疑義		
本仕様書に記載なき事項又は擬議が生じた場合は、官側に通知し、協議するものとする。		
6 基地内共通事項		
契約の相手方は、基地において法令及び基地で定めた規則を遵守し行動しなければならない。以下に代表的な遵守事項を示すほか、細部は監督官及び検査官（以下「監督官等」という。）の指示に従わなければならない。		

品名又は件名	業務用エアコン及び発電機の借上
a)	契約の相手方は、現地作業において基地の電力及び給水を使用する必要がある場合、官側と調整するものとする。
b)	契約の相手方は、基地及び基地の施設への立入りに関し、規則に基づく所要の手続きを実施し、基地司令等の許可を受けるものとする。
c)	契約の相手方は、基地内において役務履行に必要な場所以外への立入りは行わないほか、細部は監督官等の指示に従うものとする。
d)	契約の相手方は、基地内で知り得た情報について、第三者へ漏らしてはならない。
e)	契約の相手方は、基地内における写真撮影について、契約工事（役務）に必要な場合は監督官等の許可を得るものとする。また、写真、フィルム及びデータについては、監督官等へ提出後、必要でないものは消去し、保持しないものとする。
f)	契約の相手方は、工事（役務）に関連するデータについて、ファイル交換ソフトがインストールされていないパソコン等を使用し処理するものとし、必要書類の提出後、当該データを消去し、当該データを保持しないものとする。
g)	契約相手方は事前の現場確認を確実に行い、業務用エアコンを設置する場所に適した架台を確実に用意するものとする。支障が発生した場合は、契約相手方の責において対応するものとする。

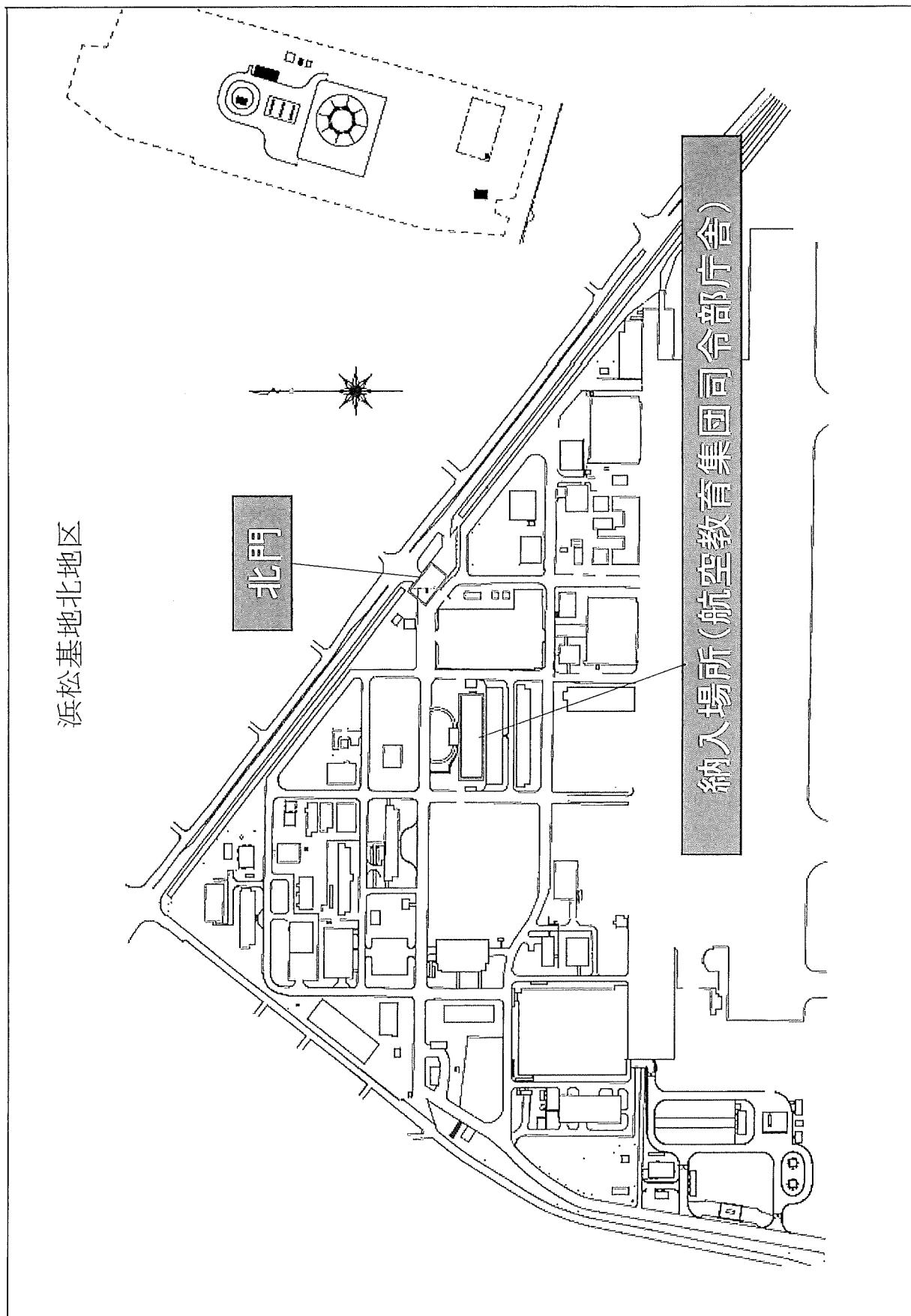


図1—納入場所

航空教育集団司令部序舎 (00241) 1階平面図

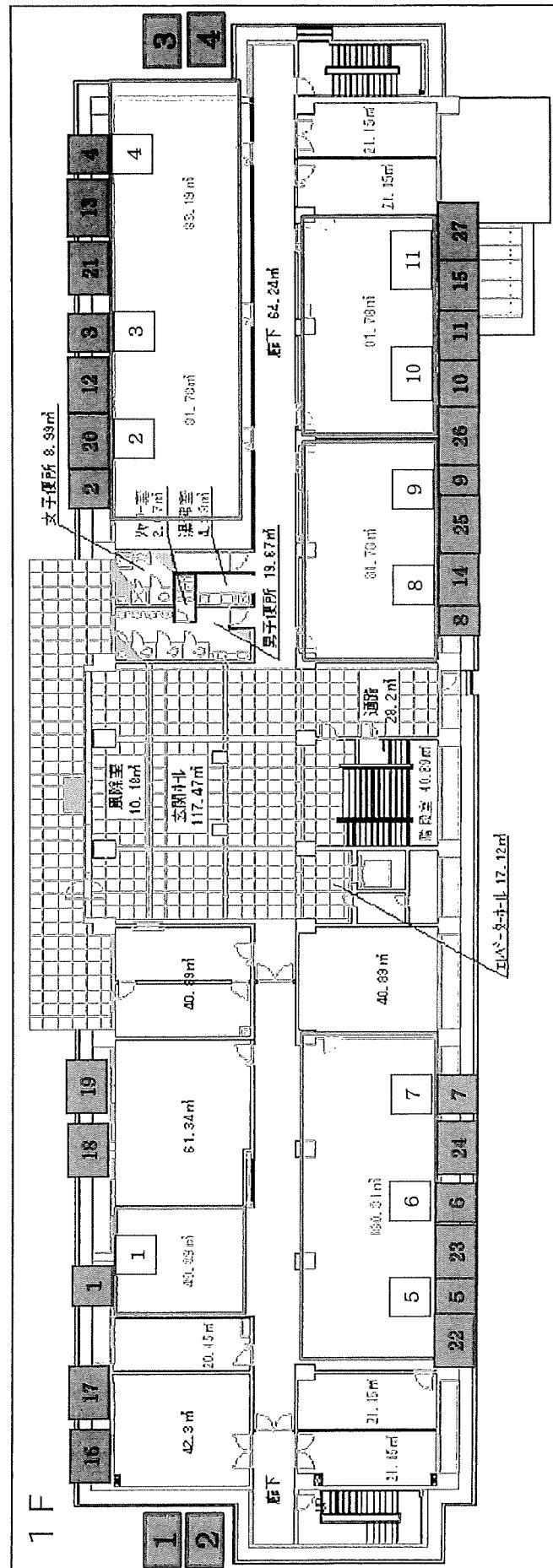


図2—履行場所

5

凡例： **数字** は、室内機設置位置（基準）を示す。

数字 は、室外機設置位置（基準）を示す。

数字 は、発動発電機設置位置（基準）を示し、発電能力は合計140KVAとする。

航空教育集團司令部序舎（00241）2階平面図

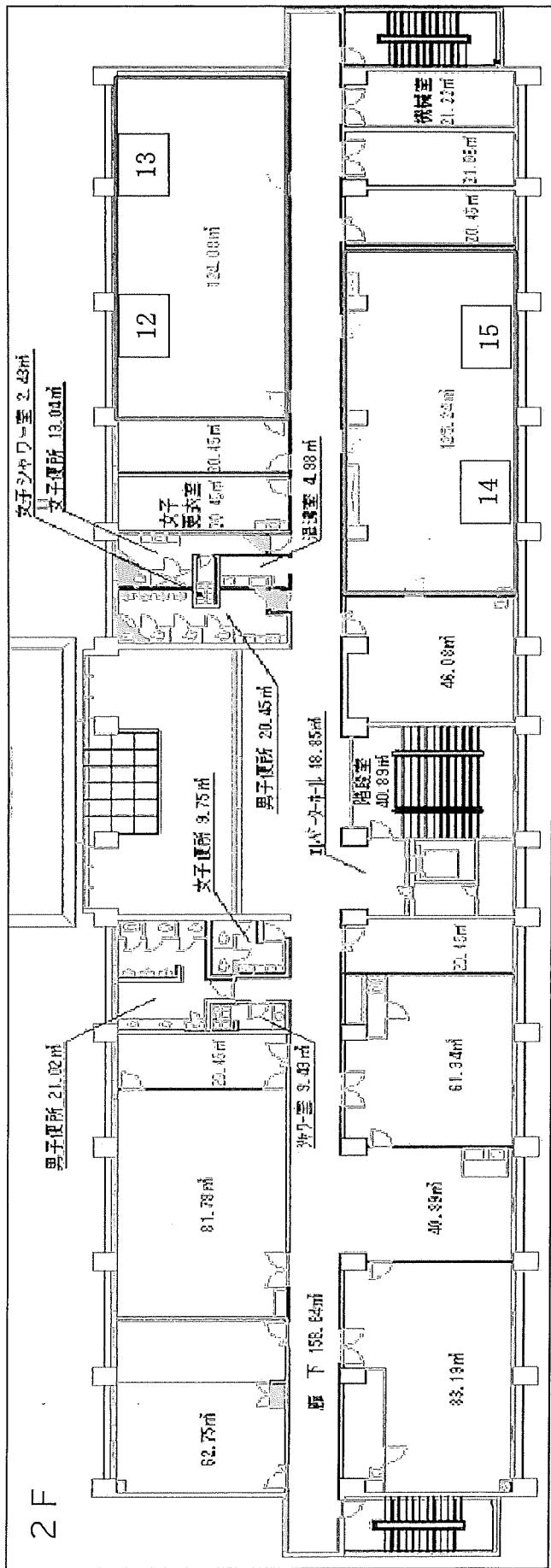


図3一履行場所

凡例：数字は、室内機設置位置（基準）を示す。

航空教育集団司令部庁舎（00241）3階平面図

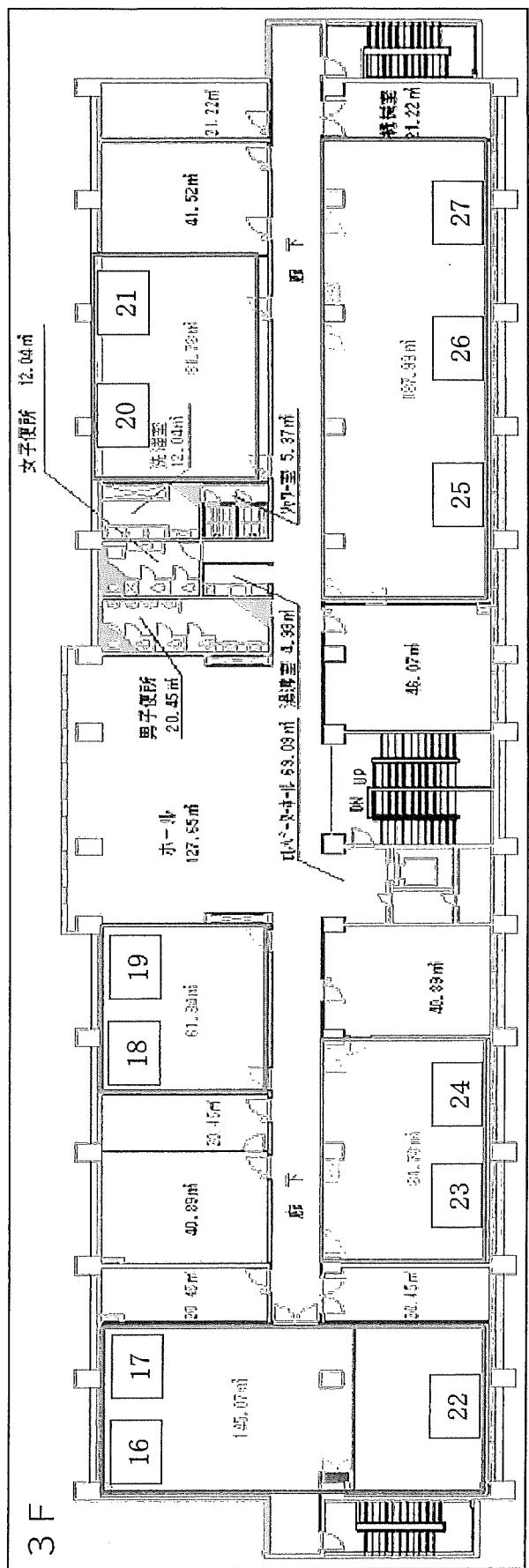


図4-履行場所

凡例：□は、室内機設置位置（基準）を示す。

調達要領指定書	調達要求番号	30003
	調達要求年月日	令和7年 4月 2日
	作成部隊	航空教育集団司令部総務部
	作成年月日	令和7年 4月 2日
件名	業務用エアコン及び発電機の借上	
仕様書番号	浜基LPS-R641066	
指定事項:		
1 借上期間 令和7年5月17日～令和7年10月31日		
2 搬入及び設置(基準) 令和7年5月16日17時00分まで		
3 撤去及び搬出(基準) 令和7年11月1日08時15分～令和7年11月15日17時00分 (ただし、土日祝を除く。)		